

出来事（2018年10月）

1. 遺伝子組換え食品（厚生労働省）

ゲノム編集技術を利用して得られた食品（農産物等）について、食品衛生法上の取扱いが厚生労働省薬事食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会 遺伝子組換え食品等調査会で検討されることになり、第2回の調査会が10月15日に開催されました。

食品衛生法第11条に基づく食品・食品添加物の規格基準の「第1 食品 A 食品一般の成分規格 2（以下略）」の改正等が検討されます。併せて、検知法も検討されると思われます。

スケジュール：11月～1月 同調査会 2月頃 意見募集 3月食品衛生分科会

2. 遺伝子組換え食品の表示（消費者庁）

遺伝子組換え食品の表示基準が改正されることとなり、パブリックコメントに付する案（内閣府令案）等の説明会（情報交換会）が、10月15日から全国7か所で開催されました。

3. ワイン添加物の規制緩和

昨年12月のEUとの経済連携協定（EPA）の締結に伴いEU産ワインの添加物28品目を認めるための手続が始まり、既に、二炭酸ジメチルとアルゴンの指定に向けての手続が進んでいます。尚、EUとのEPAについては、臨時国会の会期末（12月10日予定）までに承認されると思われます。

4. 消除予定添加物名簿（案）

厚生労働省は、10月24日、薬食審食品衛生分科会・食品添加物部会で消除予定添加物名簿（案）を公表しました。

既存添加物 名簿番号	名称
29	イタコン酸
87	魚鱗箔（魚類の上皮部から抽出して得られたものをいう。）
114	クーロー色素（ソメモノイモの根から抽出して得られたものをいう。）
122	香辛料抽出物（チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。）
135	骨炭色素（骨を炭化して得られた、炭素を主成分とするものをいう。）
137	ゴマ柄灰抽出物（ゴマの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。）
149	シアナット色素（シアノキの果実又は種皮から抽出して得られたものをいう。）
263	フェリチン
287	ヘゴ・イチョウ抽出物（イチョウ及びヘゴの葉から抽出して得られたものをいう。）
359	レバン（枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）

5. 国際汎用添加物（45品目）の残りの4品目の取組

厚生労働省は、10月24日、薬食審食品衛生分科会・食品添加物部会で国際汎用添加物（45品目）の残りの4品目について、3品目の取り下げと1品目の継続との方針を示しました。

- ・アルミノケイ酸ナトリウム（取り下げ）
- ・ケイ酸アルミニウムカルシウム（取り下げ）
- ・酸性リン酸アルミニウムナトリウム（取り下げ）
- ・カルミン（継続）

6. 第9版食品添加物公定書の追補

10月24日、第9版食品添加物公定書の追補の意見募集が通知されました。

- 1) 新たに成分規格が設定される品目：イソマルトデキストラゼ、カキ色素
 - 2) 成分規格が改訂される品目：エンジュ抽出物、d α -トコフェロール
- 意見提出の期限は、11月23日です。

7. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限
- ② 10月の新たな出荷制限はありません。

8. 英国 基準満たさなければプラスチック容器に課税の方針

英国政府は、海洋汚染等が問題となっているプラスチックごみ対策として、一定の基準を満たさないプラスチック容器に課税する方針を示したと、10月30日、TBSニュースで報じられました。 https://news.tbs.co.jp/newseye/tbs_newseye3510366.html

9. 米国 FDA 植物を主原料（大豆、豆、ナッツ等）とする乳代替品

2017年9月27日 米国 FDA 植物を主原料（大豆、豆、ナッツ等）とする乳代替品の利用について、「ミルク」「チーズ」との単語の理解、代替品と乳製品との栄養組成の差異についての情報の提供を求めています。（期限：11月27日）

<https://www.federalregister.gov/documents/2018/09/28/2018-21200/use-of-the-names-of-dairy-foods-in-the-labeling-of-plant-based-products>

10. 米国 FDA 7種類の合成香料を食品添加物リストから削除

6種類の合成香料：ベンゾフェノン（ケトン類）、エチルアクリレート（エチルアクリレート）、オイゲニルメチルエーテル（メチルオイゲノール：フェノールエーテル類）、ミルセン（テルペン類炭化水素）、プレゴン（ケトン類）、ピリジン
連邦食品医薬品化粧品法（FD&C Act）のデラニー条項(section 409(c)(3))に基づき削除。
スチレン（合成香料、風味増強剤）も認めないが、既に削除。

公布後 24 か月の猶予期間を設定。

<https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm622475.htm>

11. コチニール色素中の 4-アミノカルミン

フランスの競争・消費・不正防止筭曲 (DGCCRF) は、コチニール色素 (E120) 中に含まれる 4-アミノカルミンを検査したところ、4 製品で基準を超過していたとのことです。4 月 18 日に採用された基準は、カルミン酸に対して 3% 以下です。尚、この基準は、2019 年後期から適用されるとのことです。

<https://www.economie.gouv.fr/dgccrf/presence-dacide-4-amino-carminique-dans-colorant-e-120>

- * 4-アミノカルミン：アンモニア水溶液中でカルミン酸を加熱すると生成します。
- * 10年以上前に、色素サンプル (4-アミノカルミン) が日本にも出回ったことがあります。輸入食品のチェックが必要です。

12. 香港 日清カップヌードルが栄養表示規則違反

香港食品安全センターは、10 月 5 日、日清カップヌードル (Nissin Big Cup Noodle) が栄養表示規則に違反していると報じました。

飽和脂肪酸：申告は 2.8g/100g 実際は 7.1g/100g

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20181005_7147.html

13. 精製食物繊維 マウスの腸内菌叢の変化を伴う癌を誘発 米国トレド大学

精製イヌリンを 6 か月間マウスに与えたところ、肥満を抑制したが、肝臓がんを誘発し、癌になったマウスの腸内菌叢は変化していたとのことです。精製食物繊維の添加は最近のことであるのでリスクと利益についてよく分かっていないと指摘されています。

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2018-10/uot-urf101718.php

14. 母乳と育児用ミルクが腸内菌叢の類似と違いを育成

乳児 60 人の便 402 検体の細菌の DNA 解析の結果、母乳と育児用ミルクで細菌の種類は類似するが、生成するアミノに違いがあった。豆乳の場合では、大きく違っていたとのことです。(10 月 29 日付けの Nature Medicine より。)

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2018-10/wuso-bmf102518.php

15. 輸入水産物モニタリング エビとアワビも 米国

水産物のトレーサビリティの一環として、輸入水産物モニタリング (エビとアワビも対象) が 12 月 31 日から適用されることになりました。予定よりも 1 年遅れの適用です。

<https://www.federalregister.gov/documents/2018/04/24/2018-08553/magnuson-stevens-fishery-conservation-and-management-act-lifting-the-stay-on-inclusion-of-shrimp-and>

16. 輸入食品の違反事例

- ・コストコホールセールジャパン株式会社が、カナダから輸入した豚肉調整品の行政検査で着色料（赤色 40 号、黄色 5 号、アナトー色素）の対象外使用による使用不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

* 同社は、米国生まれの大型会員制スーパーです。

- ・日本生活協同組合連合会が、インドネシアから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」のモニタリング検査で E.coli 陽性による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

- ・バシンホールディングス株式会社がインドから輸入した「野菜加工品及び香辛料：とうがらし」の命令検査で残留トリアゾホス 0.02ppm（生鮮換算）検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

* トリアゾホス：農薬・殺虫剤

（作成：2018 年 11 月 1 日）